

第222回 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2021年6月25日（金曜日）
午前10時（開場時刻：午前9時30分）

開催
場所

東京都中央区日本橋三丁目6番2号
日本橋フロント6階
AP日本橋 会議室F・G

※末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。
例年の3階から6階へ会場が変更となりますので、ご注意ください。

■ 株主の皆様へ

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、インターネットまたは書面により事前の議決権行使をいただいたうえ、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場について自粛を含めた慎重なご判断をお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。ご理解いただきますようお願い申し上げます。

 **東京製綱株式會社**

証券コード：5981

目次

第222回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	4
株主総会参考書類	6
第1号議案 取締役10名選任の件	
第2号議案 監査役1名選任の件	
第3号議案 補欠監査役2名選任の件	
<hr/>	
(提供書面)	
事業報告	17
連結計算書類	36
計算書類	39
監査報告書	42



Provided by TAKARA Printing

パソコン・スマートフォン・タブ
レット端末からご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/5981/>



証券コード 5981
2021年6月10日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋三丁目6番2号
東 京 製 綱 株 式 会 社
取締役社長 浅 野 正 也

第222回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第222回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大は、依然として予断を許さない状況が続いております。株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面又はインターネット等により事前に議決権を行使いただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

株主総会会場においては、感染予防のための措置を講じますので、ご来場の株主様にはご協力の程お願いいたします。

なお、株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。ご理解いただきますようお願い申し上げます。

【郵送（書面）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月24日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

インターネットにより議決権を行使される場合には、5頁の「議決権行使についてのご案内」をご高覧の上、2021年6月24日（木曜日）午後5時までに行使してください。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日）午前10時（開場時刻：午前9時30分）

2. 場 所 東京都中央区日本橋三丁目6番2号 日本橋フロント6階
A P日本橋 会議室F・G

※例年の3階から6階へ会場を変更しておりますのでご注意ください。

感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数に限りがあります。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。また、受付の混雑回避のため入場整理を実施する予定でございます。

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
- (1) 第222期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - (2) 第222期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 取締役10名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 補欠監査役2名選任の件

4. その他招集にあたっての決定事項

- (1) 株主様からご提出された議決権行使書の取り扱い
本総会に関し株主様からご提出された議決権行使書面に各議案の賛否又は棄権のいずれの記載もない場合は、賛成の意思表示があったものとするとし、その旨を議決権行使書面に記載いたします。
- (2) 本招集通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tokyorope.co.jp/ir/stocks.html>）に掲載しておりますので、提供書面には記載しておりません。

なお、株主総会招集通知提供書面に記載されている連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した書類の一部であります。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載いたします。

〈新型コロナウイルス感染拡大防止への対応に関する株主の皆様へのお願い〉

- ・株主総会当日までの新型コロナウイルス感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。
インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tokyorope.co.jp/>) より、発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。
- ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。
ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。 マスクをご着用いただけない場合は、会場への入場をお断りする場合がございます。
- ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願いいたします。
- ・株主総会の運営スタッフは、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- ・本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

6ページ以降の株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席される場合

● 株主総会へご出席



株主総会開催日時

2021年6月25日(金曜日)
午前10時
〔開場時刻：午前9時30分〕

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

当日ご出席されない場合

● 書面による議決権行使

行使期限

2021年6月24日(木曜日)
午後5時到着分まで

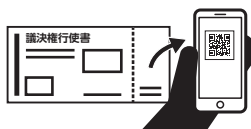


同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

● 「スマート行使」によるご行使

行使期限

2021年6月24日(木曜日)
午後5時行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード[®]」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

● インターネットによるご行使

行使期限

2021年6月24日(木曜日)
午後5時行使分まで

パソコン又はスマートフォンから、議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット(「スマート行使」を含む。)により二重に議決権を行使された場合は、後に到着したものを有効な議決権行使として取り扱いますが、同日に到着したものは、インターネット(「スマート行使」を含む。)による議決権行使を有効といたします。
- (2) インターネット(「スマート行使」を含む。)等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使について  **0120-652-031** (9:00~21:00)

その他のご照会  **0120-782-031** (平日9:00~17:00)



ネットで
招集

Provided by TAKARA Printing

パソコン・スマートフォン・タブレット端末からもご覧いただけます。

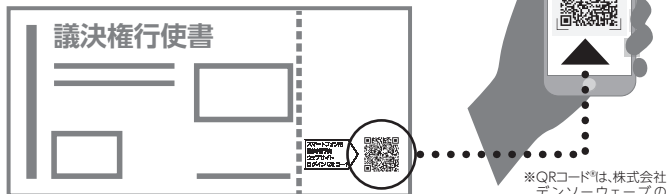
<https://s.srdb.jp/5981/>



●「スマート行使」によるご行使

①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード[®]」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

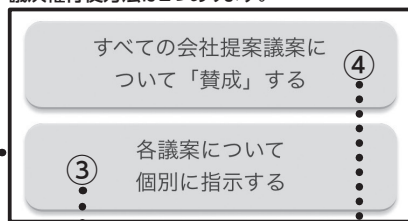


※QRコード[®]は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

②議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと
議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。



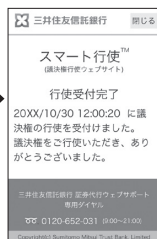
③各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード[®]を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

④全ての会社提案議案について「賛成」する

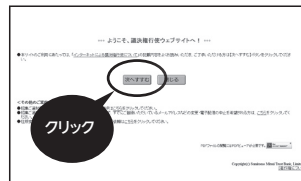


確認画面で
問題なければ
「この内容で
行使する」
ボタンを押し
て行使完了!

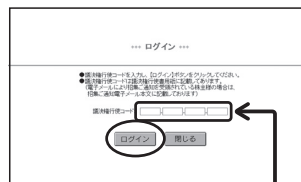
●インターネットによるご行使

①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



②ログインする

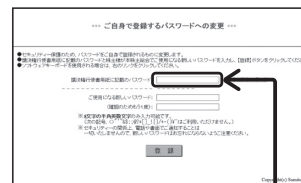


議決権行使コード

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



③パスワードを入力する



パスワード

同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役10名選任の件

現任の取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、コーポレート・ガバナンスの一層の強化と取締役会の多様性を確保する観点から社外取締役を2名から6名に増員し、取締役10名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本候補者の選定に先立ち、当社取締役会の諮問機関である人事・報酬委員会から、各候補者が当社における取締役候補者指名の基本方針に合致している旨、答申を受けております。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	区分			現在の当社における地位及び担当
		新任	社外	独立	
1	はら だ ひで ゆき 原 田 英 幸	新任			顧問
2	てら その まさ あき 寺 園 雅 明	新任			顧問
3	もり ただ ひろ 森 忠 大	新任			経営企画部部长
4	き たん こう じ 喜 旦 康 司	新任			総務部長
5	ひ ぐち やすし 樋 口 靖	新任	社外	独立	—
6	うえ やま たけ お 上 山 丈 夫	新任	社外	独立	—
7	くず おか とし あき 葛 岡 利 明	新任	社外	独立	—
8	な とり かつ や 名 取 勝 也	新任	社外	独立	—
9	か の ま り 狩 野 麻 里	新任	社外	独立	—
10	やま もと ち づ こ 山 本 千 鶴 子	新任	社外	独立	—

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
1	<p style="text-align: center;">はらだ ひでゆき 原田 英幸 (1963年12月29日生)</p> <p style="text-align: center;">新任</p>	<p>1987年4月 当社入社</p> <p>2009年4月 当社鋼索鋼線事業部土浦工場製造部長 兼 製網課長</p> <p>2010年4月 Tokyo Rope Vietnam Co.,Ltd.社長</p> <p>2015年4月 当社執行役員鋼索鋼線事業部副事業部長 兼 生産本部長 兼 土浦工場長</p> <p>2016年4月 当社執行役員鋼索鋼線事業部長</p> <p>2020年4月 長崎機器株式会社代表取締役社長（現任、2021年6月退任予定）</p> <p>2021年5月 当社顧問（現任）</p> <p>《選任の理由》 2020年3月まで鋼索鋼線事業部の執行役員として鋼索鋼線事業の中枢を担い、中国・ベトナムに駐在し海外経験も豊富なことに加え、会社経営の経験も有しており、それらの経験を通じた高度な知見によって、当社グループの企業価値の維持・向上を主導していくことを期待し、選任をお願いするものであります。</p>	9,800株
2	<p style="text-align: center;">てらぞの まさあき 寺園 雅明 (1967年10月1日生)</p> <p style="text-align: center;">新任</p>	<p>1992年4月 当社入社</p> <p>2011年6月 当社鋼線事業部鋼線営業部長</p> <p>2015年4月 当社スチールコード事業部販売部長 兼 購買物流部部长</p> <p>2016年4月 当社鋼索鋼線事業部東日本営業部長、管理部部長 兼 購買物流グループリーダー 兼 スチールコード事業部販売部部长</p> <p>2018年6月 当社鋼索鋼線事業部鋼索鋼線営業部長 兼 管理部（現事業推進部）購買物流グループ リーダー、スチールコード事業部販売部部长</p> <p>2020年4月 株式会社新洋外向 同社取締役副社長（現任、2021年6月退任予定）</p> <p>2021年5月 当社顧問（現任）</p> <p>《選任の理由》 2020年3月まで鋼索鋼線事業部鋼索鋼線営業部長兼事業推進部購買物流グループリーダー、スチールコード事業部販売部部长を務めるなど、当社主要事業の営業及び調達部門の中枢を担ってきており、当社製品のブランド価値の向上と営業力の強化を図る上で不可欠な人材と判断し選任をお願いするものであります。</p>	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	<p>もり ただひろ 森 忠大 (1971年7月8日生)</p> <p>新任</p>	<p>1994年4月 当社入社</p> <p>2005年4月 当社管理本部経理部資金グループマネージャー</p> <p>2009年8月 当社コーポレート統括本部経営企画室経営企画グループマネージャー 兼 経理部資金グループマネージャー</p> <p>2013年4月 東京製綱(常州)有限公司 副総経理</p> <p>2015年12月 当社鋼索鋼線事業部管理部部长</p> <p>2017年4月 当社鋼索鋼線事業部管理部部长</p> <p>2020年1月 当社経営企画部部长(現任)</p>	100株
<p>《選任の理由》</p> <p>当社に入社以来、海外でのスチールコード事業子会社の経営、鋼索鋼線事業部管理部部长の経歴を有し、現在は経営企画部に所属しており、当社の主要事業に精通する人材として、当社グループの財務戦略の立案や、適切な事業リスク管理体制の構築を図る上で必要な人材と判断し選任をお願いするものであります。</p>			
4	<p>きたん こうじ 喜旦 康司 (1971年12月3日生)</p> <p>新任</p>	<p>1995年4月 当社入社 東京製綱スチールコード株式会社出向 同社総務部兼ISO事務局</p> <p>2002年4月 当社管理本部総務部兼人事部</p> <p>2005年4月 当社管理本部総務部総務グループマネージャー</p> <p>2012年7月 当社TCT推進本部TCT企画室部長</p> <p>2015年7月 当社総務部部长</p> <p>2019年7月 当社総務部部长(現任)</p>	0株
<p>《選任の理由》</p> <p>当社に入社以来、総務部門、法務部門に携わり、現在は総務部部长として、法務、株式事務、社内規程整備等の内部統制、所有不動産の管理等幅広い業務を統括しており、当社のコンプライアンス体制の強化を含む法務機能の充実化や実効的なガバナンス体制の構築を先導することを期待し、選任をお願いするものであります。</p>			

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	ひぐち やすし 樋口 靖 (1952年2月14日生) 新任 社外 独立	1976年4月 株式会社熊谷組入社 2003年4月 ケーアンドイー株式会社代表取締役社長 2008年4月 株式会社熊谷組執行役員東北支店長 2011年4月 同社常務執行役員 2012年4月 同社専務執行役員 2013年4月 同社執行役員副社長 建築事業本部長、建築事業本部設計本部長 2013年6月 同社取締役社長、執行役員社長 2018年4月 同社取締役会長 2020年6月 同社相談役(現任)	0株
	[重要な兼職の状況]	株式会社熊谷組相談役	
	《社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等》 株式会社熊谷組取締役社長として、同社の収益改善を実現した実績を有し、また業績改善の過程では海外事業拡大を手掛けるなど、豊富な経験と知見に基づいた海外事業リスク管理体制の見直しや業績改善に向けて、独立した立場での有益な助言・監督を期待して選任をお願いするものであります。		
6	うえやま たけお 上山 丈夫 (1953年10月28日生) 新任 社外 独立	1976年4月 丸紅株式会社入社 1994年4月 丸紅米国会社ピッツバーグ出張所長 2003年4月 伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社鋼材第一本部自動車鋼材部長 2005年4月 同社鋼材第二本部鋼材貿易第二部長 2009年4月 同社執行役員鋼材第三本部長 2012年4月 株式会社三陽商会代表取締役社長 2018年4月 同社取締役 2018年6月 同社顧問(2019年3月退任)	0株
	《社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等》 総合商社で長年にわたり鋼材部門に携わり、業界に対する造詣も深く、また株式会社三陽商会の代表取締役を歴任するなど企業経営に関する高度な見識を有しており、これらの経歴を通じて培った幅広い知識及び経験に基づき、業績の改善に向けて独立した立場での有益な助言・監督を期待して選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	<p>くづおか としあき 葛岡 利明 (1954年11月3日生)</p> <p>新任 社外 独立</p>	<p>1978年4月 株式会社日立製作所入社 2001年4月 同社法務本部長 2007年4月 同社執行役常務 2011年4月 同社執行役専務 2013年10月 同社代表執行役、執行役専務 2018年4月 兼 株式会社日立総合計画研究所取締役会長 2019年4月 同社アドバイザー 兼 株式会社日立総合計画研究所取締役会長(2020年3月退任)</p>	0株
<p>《社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等》</p> <p>株式会社日立製作所の法務担当執行役としてグローバルに事業展開するグループ会社全体のコンプライアンス体制強化の責任者を務めた経歴を有し、法務の専門性や豊富な実績に基づくガバナンス体制に関する知見を有しており、当社コンプライアンス体制の強化並びにガバナンス体制の再構築に関して独立した立場からの有益な助言や監督を期待し、選任をお願いするものであります。</p>			
8	<p>なとり かつや 名取 勝也 (1959年5月19日生)</p> <p>新任 社外 独立</p>	<p>1986年4月 弁護士登録 1990年5月 ワシントン大学ロースクール (LL.M)修了 1993年6月 ジョージタウン大学ビジネススクール (MBA)修了 1993年7月 エッソ石油株式会社 (現JXTGエネルギー株式会社) 法務部弁護士 1995年1月 アップルコンピューター株式会社法務・渉外本部長 1998年1月 サン・マイクロシステムズ株式会社 (現日本オラクルインフォメーションシステムズ合同会社) 取締役法務本部長 2002年3月 株式会社ファーストリテイリング執行役員法務部長、店舗開発部長、社会環境室長 2004年1月 日本アイ・ビー・エム株式会社取締役執行役員法務・知的財産・コンプライアンス担当 2010年1月 同社執行役員グローバルプロセスアウトソーシング事業担当 2012年2月 名取法律事務所 (現ITN法律事務所) 創設 2012年4月 オリパス株式会社社外監査役 2015年3月 三井海洋開発株式会社取締役 2016年4月 グローバル・ワン不動産投資法人監督役員 (現任) 2019年6月 オリパス株式会社社外取締役 (現任、2021年6月退任予定) 2020年6月 株式会社リクルートホールディングス社外監査役 (現任) 日野自動車株式会社補欠監査役 (現任)</p>	0株
<p>[重要な兼職の状況]</p>		<p>ITN法律事務所弁護士、グローバル・ワン不動産投資法人監督役員、株式会社リクルートホールディングス社外監査役、日野自動車株式会社補欠監査役</p>	
<p>《社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等》</p> <p>弁護士として培ってきた法律知識に加え、グローバルIT企業での法務部門を牽引した実績から、企業コンプライアンスやガバナンスに関する深い理解と見識を備えており、これらの豊富な経験と知見に基づき、当社コンプライアンス体制強化や法務機能の充実によってガバナンス体制を再整備する上で、独立した立場からの有益な助言と監督を期待して選任をお願いするものであります。</p>			

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
9	かのまり 狩野 麻里 (1960年5月27日生) 【女性候補者】 新任 社外 独立	1984年4月 株式会社三菱銀行(現株式会社三菱UFJ銀行) 入行 1989年5月 米国UCLAロースクール(LL.M) 修了 2001年9月 Union Bank of California,NA(現MUFG Union Bank,NA)出向,Senior Vice President 2008年7月 株式会社三菱UFJ銀行シドニー支店副支店長 2012年9月 同行ミラノ支店長(2014年9月退職) 2014年10月 三菱UFJニコス株式会社営業企画部部長 2017年2月 United Way Romania, Member of the Board of Directors 2019年4月 学校法人昭和女子大学国際交流センター長、 総合教育センター特命教授(現任) 2020年6月 株式会社オカムラ社外取締役(現任)	0株
	[重要な兼職の状況]	学校法人昭和女子大学国際交流センター長、総合教育センター特命教授 株式会社オカムラ社外取締役	
	《社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等》 金融機関の海外支店長を含む豊富な海外実務経験を有するほか、大学の国際交流センター長も務めるなど、財務・資本政策に関する豊富な経験と知見に加え、グローバルな幅広い知識を有しており、海外事業リスク管理体制の構築や財務・資本政策の実施に関し、独立した立場での有益な助言と監督を期待して選任をお願いするものであります。		
10	やまもと ちづこ 山本 千鶴子 (1965年11月18日生) 【女性候補者】 新任 社外 独立	1992年10月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ) 入所 1996年4月 公認会計士登録 2010年7月 同監査法人パートナー 2019年7月 日本公認会計士協会東京会 常任役員(現任) 2019年9月 日本公認会計士協会 法規・制度委員会委員(現任) 2020年6月 山本千鶴子公認会計士事務所所長(現任) 2020年8月 小津産業株式会社社外監査役(現任)	0株
	[重要な兼職の状況]	山本千鶴子公認会計士事務所所長 小津産業株式会社社外監査役 日本公認会計士協会東京会 常任役員 日本公認会計士協会 法規・制度委員会委員	
	《社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等》 公認会計士として培った豊富な経験と財務及び会計に関する高い知見と、他社における社外役員の経験等を通じた幅広い見識に基づき、当社の経営改革や財務・資本政策の遂行に関して、独立した立場での有益な助言や監督を期待して選任をお願いするものであります。		

- (注1) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- (注2) 取締役候補者樋口靖氏、上山丈夫氏、葛岡利明氏、名取勝也氏、狩野麻里氏及び山本千鶴子氏は、社外取締役候補者であります。社外取締役候補者の各氏は東京証券取引所に独立役員として届出る予定です。
- (注3) 社外取締役候補者の社外取締役としての独立性及び社外取締役との責任限定契約について
1. 社外取締役候補者の独立性について
 - ①社外取締役候補者は全員新任の候補者です。
 - ②社外取締役候補者の各氏に、会社法施行規則第74条第4項第7号のイからへに該当する事実はございません。
 2. 社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の取締役又は監査役に就任していた場合において、その在任中に当該株式会社で不当な業務執行が行われた事実について
該当する事実はございません。
 3. 社外取締役との責任限定契約について
当社は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。本総会において各氏の就任が承認された場合には、本契約を締結する予定であり、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。
- (注4) 当社は以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、2021年9月更新の予定であります。本議案でお諮りする取締役の各氏は、選任後被保険者となります。
1. 被保険者の保険料負担割合
保険料は9割を会社負担とし、1割を取締役、監査役及び執行役員の負担としております。
 2. 填補の対象となる保険事故の概要
被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や、争訟費用等を補填することとしております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

【ご参考】取締役候補者指名の方針・手続

I. 取締役候補者指名方針

当社では、取締役会は当社グループ企業を含む業務執行の管理・監督機能を果たすべく、取締役会全体として当社グループ事業全般の専門的知見や、財務会計を含む専門的知見を保持できるよう全体のバランスに配慮し取締役候補者を指名することを基本方針としております。

この基本方針に加え、社外取締役候補者の指名にあたり、当社は下記Ⅲ.に記載のとおり「東京製綱社外役員独立性基準」を定め、独立性の高い社外取締役を指名することとしております。なお、本議案における社外取締役候補者6名は、この基準を満たしております。

II. 取締役候補者指名手続

当社は、I.の指名方針に従い、候補者を選出した後、取締役会での指名に先立ち、現任の社外取締役2名、社内取締役1名で構成される人事・報酬委員会の諮問を経て、取締役会の決議により指名しております。

Ⅲ. 東京製綱社外役員独立性基準（概要）

当社は、社外取締役・社外監査役（以下、「社外役員」という）のうち、以下1.独立性に関する基準に示す条件の全てに合致しない場合、一般株主と利益相反が生ずるおそれがない独立社外役員として指名する。

1. 独立性に関する基準

- (1) 当社及び当社の関係会社（以下、「当社グループ」という）の業務執行取締役、執行役員、使用人等（以下、「業務執行者」という）、監査役（社外監査役を除く）である者、又は過去に業務執行者であった者
- (2) 当社の関係会社の業務執行を行わない取締役である者、又はかつて当該取締役であった者
- (3) 当社グループを主要な取引先^(注1)とする者、又はその業務執行者
- (4) 当社グループから多額の寄付金^(注2)を受領している者、又はその業務執行者
- (5) 当社グループの業務執行者を業務執行取締役として受け入れる、又は相互に取締役を派遣する等して当社取締役及び経営陣幹部と密接な関係にある者、又はその業務執行者
- (6) 当社グループの主要取引先^(注3)、又はその業務執行者
- (7) 当社の現在の大株主（議決権所有割合10%以上を直接・間接保有する株主をいう）、当該大株主が法人の場合は当該大株主、又はその親会社若しくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員、支配人その他の使用人である者
- (8) 当社が資金調達している主要な金融機関等^(注4)、又はその業務執行者
- (9) 当社グループの会計監査人、法人の場合は当該監査法人の経営関与社員等、又は当社グループの会計監査に従事する公認会計士
- (10) 当社グループから多額の報酬^(注5)を受けている弁護士、会計士、税理士その他のコンサルタント
- (11) 当社グループから多額の報酬を得ている法律事務所、監査法人、税理士法人の経営に関与する者
- (12) 過去3か年において上記（2）～（11）のいずれかに該当する者
- (13) 上記（1）～（12）に該当する者の配偶者若しくは二親等以内の親族

2. 適用除外

前条各項のいずれかに該当する者であっても、当該相手方の人格・資質・見識等を鑑みて当社の独立社外役員として適任であると当社が判断する場合、当該相手方が独立社外役員としての要件を満たしていると判断する理由を公表することにより、当該相手方を独立社外役員として指名することがある。

(注1) 主要な取引先…当社グループの当該取引先への年間支払額が当該取引先の連結売上高の2%以上に達する取引先をいう。

(注2) 多額の寄付金…当社グループの当該相手方への年間支払額が1,000万円以上、又は当該支払額が当該相手方の事業収入の2%以上のいずれか大きい額以上に該当する相手方をいう。

(注3) 主要取引先…当社グループの当該取引先からの年間受領額が当社グループの連結売上高の2%以上に達する取引先をいう。

(注4) 主要な金融機関等…当社グループの資金調達において必要不可欠であり、代替性が無い程度に依存している金融機関等をいう。

(注5) 多額の報酬…多額の寄付金に準じ、年間1,000万円以上若しくは当該相手方が当社グループから得る報酬額が当該相手方の事業収入の2%以上に相当する相手方をいう。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役中村裕明氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、福井達二氏は中村裕明氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任された監査役の任期の満了すべき時までとなります。また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
ふくい たつじ 福井 達二 (1948年2月13日生) 新任	1970年4月 当社入社 1997年6月 当社社長室長 2000年6月 当社取締役社長室長 2004年6月 当社常勤監査役 2009年6月 株式会社長崎機器製作所(現 長崎機器株式会社) 代表取締役社長 2012年6月 同社顧問(2013年3月退任)	0株
《選任の理由》 2004年から5年間当社監査役を務めるとともに、当社グループ会社での経営者経験を有し、当社における会計・財務及び経営管理に関する問題に関し、適切に対応できる高度な見識を有しており、こうした豊富な経験と知見に基づき、常勤監査役として適切な職務遂行が期待できることから、選任をお願いするものであります。		

(注1) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

(注2) 当社は以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、2021年9月更新の予定であります。本議案でお諮りする監査役候補者は、選任後被保険者となります。

1. 被保険者の保険料負担割合

保険料は9割を会社負担とし、1割を取締役、監査役及び執行役員の方負担としております。

2. 填補の対象となる保険事故の概要

被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為(不作為を含む。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や、争訟費用等を補填することとしております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	おざわ よういち 小澤 陽一 (1958年1月28日生)	1989年10月 監査法人朝日新和会計社（現有限責任あずさ監査法人）入所 1993年8月 公認会計士登録 2001年5月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）社員就任 2007年5月 あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人）代表社員就任 2020年7月 小澤陽一公認会計士事務所開設、同所長（現任）	0株
	[重要な兼職の状況]	小澤陽一公認会計士事務所所長	
	《選任の理由》 公認会計士として長年にわたり企業の監査業務に従事し、会計・財務に関する専門的知識及び豊富な経験を有しており、独立した立場からの適切な監査ができるものと期待し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。		
2	いの せいいちろう 井野 誠一郎 (1957年12月24日生)	1981年4月 株式会社第一勧業銀行入行 2005年4月 株式会社みずほコーポレート銀行ストラクチャードファイナンス営業部長 2009年4月 みずほ証券株式会社執行役員アジア委員会副委員長 2009年10月 同社執行役員アジア・中東委員会副委員長 2010年7月 清和綜合建物株式会社常務執行役員 2014年10月 株式会社清和クリエイト取締役社長 2017年6月 清和綜合建物株式会社専務執行役員（現任）	0株
	[重要な兼職の状況]	清和綜合建物株式会社専務執行役員	
	《選任の理由》 金融機関での業務経験から財務及び会計に関する高度な知見を有し、会社経営者としての経験も豊富であることから、監査役に選任された場合に当社の監査体制の強化に資することができるものと判断し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。		

(注1) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

(注2) 補欠監査役が監査役に就任する場合の優先順位は以下の通りとします。

- ・ 監査役吉川智三氏の退任により補欠監査役が監査役に就任する場合の優先順位は、井野誠一郎氏を第一順位とし、小澤陽一氏を第二順位とします。
- ・ その他の場合に補欠監査役が監査役に就任する場合の優先順位は、小澤陽一氏を第一順位とし、井野誠一郎氏を第二順位とします。

(注3) 小澤陽一氏と井野誠一郎氏は補欠の社外監査役候補者であります。両氏は、東京証券取引所の定める社外役員の独立性基準及び当社が定める上記の独立性基準を満たしていることから、両氏が社外監査役として就任された場合、

- 当社は同取引所の定める独立役員として届出る予定であります。
- (注4) 候補者の選任については、その就任前に、監査役会の同意を得た上で、取締役会の決議によって取り消すことができるものとします。
- (注5) 社外監査役との責任限定契約について
当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。社外監査役候補者の両氏は、当社社外監査役就任後、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする予定です。
- (注6) 当社は以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、2021年9月更新の予定であります。本議案でお諮りする補欠監査役候補者は、監査役就任後被保険者となります。
1. 被保険者の保険料負担割合
保険料は9割を会社負担とし、1割を取締役、監査役及び執行役員負担としております。
 2. 填補の対象となる保険事故の概要
被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や、争訟費用等を補填することとしております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

以上

第222期 事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度の世界経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行の影響によって広範囲かつ長期間に亘り経済活動が停滞し、極めて厳しい状況が継続いたしました。年度中盤から後半にかけては中国やアメリカで持ち直しの動きが見られたものの、欧州では感染が再拡大し、一部の地域ではロックダウンが行われるなど、全体としては厳しい状況で推移しました。

我が国経済においては、公共投資は堅調に推移したものの、感染症拡大の影響によって企業収益は減少傾向が継続しました。年度中盤からの海外経済の改善もあって、製造業など一部の業種に持ち直しの動きが見られたものの、三度目の緊急事態宣言が発令されるなど、依然として感染症拡大による影響の収束は見通せず、先行きについては不透明な状況となっております。

このような状況のもと、当社グループにおきましては、前年度からの収益の回復を目指して各事業において様々な施策を実行してまいりましたが、第2四半期までのタイヤコードなど自動車関連製品の落ち込みや、原油価格低下に伴う石油製品の販売額減少等により、当連結会計年度における売上高は、59,183百万円（前年同期比6.2%減）となりました。

利益面では、経営不振に陥った中国スチールコード事業からの撤退による損失削減や、各事業において諸経費削減等に努めた結果、営業利益は700百万円（前年同期比119.4%増）となりましたが、経常利益は、環境対策引当金を営業外費用に計上したことなどにより、209百万円（前年同期比53.1%減）となりました。これに、新型コロナウイルス感染症による損失138百万円や関係会社整理損138百万円等を特別損失として加味した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は408百万円（前年同期は2,434百万円の純損失）となりました。

なお、2021年3月期の期末配当につきましては無配とさせていただきます。株主の皆様には誠に申し訳なく存じますが、何卒、ご理解のほどお願い申し上げます。

以下、部門別の状況につき、ご説明いたします。

※前年度まで部門別の状況は「鋼索鋼線関連」「スチールコード関連」「開発製品関連」「不動産関連」「その他」に区分して説明していましたが、当連結会計年度から「鋼索鋼線関連」「スチールコード関連」「開発製品関連」「産業機械関連」「エネルギー不動産関連」に区分して説明しております。前年度との比較については、前年度の部門別を当連結会計年度の部門別に組み替えて比較しております。

<鋼索鋼線関連>

新型コロナウイルス感染症の影響により国内鋼索の需要が鉄鋼、機械関連を中心に低迷し、鋼線においても自動車関連で売上が減少したこと等により、当事業の売上高は25,698百万円（前年同期比5.8%減）となり、営業利益は1,260百万円（前年同期比10.7%減）となりました。

<スチールコード関連>

第3四半期以降は回復基調となったものの、第2四半期までにタイヤコードの受注が大きく減少した影響等により、当事業の売上高は7,458百万円（前年同期比23.2%減）となりましたが、不採算であった中国事業からの撤退により、営業損失は1,111百万円（前年同期は1,660百万円の損失）となり、前年度より改善いたしました。

<開発製品関連>

新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって遅延していた道路安全施設の工事が第3四半期以降に進捗し、また、海外向け橋梁プロジェクトの売上もあり、当事業の売上高は17,613百万円（前年同期比11.4%増）となりました。また、販管費の削減等によって、営業損失は134百万円（前年同期は255百万円の損失）となり前期より収益が改善いたしました。

<産業機械関連>

前期において大規模なスポット売上があった一方、当期は自動車関連向け超硬製品の低迷により、当事業の売上高は大きく減少し、3,197百万円（前年同期比25.1%減）となり、売上の減少によって利益も大きく減少したため、当事業の営業利益は82百万円（前年同期比73.8%減）となりました。

<エネルギー不動産関連>

原油価格低下に伴う石油製品の販売額減少により、当事業の売上高は5,214百万円（前年同期比13.5%減）となりましたが、販売量の増加に伴う口銭収入の増加や諸経費の削減等により、営業利益は602百万円（前年同期比18.8%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は1,628百万円です。その主なものは、国内主要工場における生産設備の維持更新投資や、子会社における能力増強投資等によるものであります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金につきましては、借入金及び自己資金をもって充当いたしました。

(4) 対処すべき課題

当連結会計年度は、当初より新型コロナウイルス感染症の拡大によって、需要の減少や工事の

遅れ等様々な制約を受けながらの事業活動となりましたが、業績の回復に向けて、スチールコード事業の抜本的改革や、北米における炭素繊維複合材ケーブル（CFCC）の大型受注等に取り組み、事業基盤の強化と成長戦略の推進を並行して図ってまいりました。

足元におきましても、感染拡大の防止策を講じつつ事業活動を行っておりますが、未だその収束時期は見通せず、収束後の国内外の経済・社会環境が当社事業に与える影響は、決して楽観できるものではないとの認識をしております。

引き続き環境の変化を注視し、柔軟に対応しつつ事業活動を継続し、一方ではポスト・コロナの時代を見据え、社会の安心・安全に寄与しつづけることにより、持続的な企業価値の向上に努めてまいり所存です。そのための具体的な取り組みとして、事業活動を通じたSDGsへの貢献や実効的なコーポレートガバナンス体制の構築にも注力し、株主の皆様・お客様・サプライヤー・従業員等様々なステークホルダーの信頼を得られるよう全力で取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻をお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 219 期 2017年度	第 220 期 2018年度	第 221 期 2019年度	第222期(当期) 2020年度
売 上 高 (百万円)	63,537	63,967	63,090	59,183
営 業 利 益 (百万円)	3,094	854	319	700
経 常 利 益 (百万円)	3,114	908	446	209
親会社株主に帰属する当期純利益又は損失 (△) (百万円)	2,523	153	△2,434	408
1株当たり当期純利益又は損失 (△) (円)	156.54	9.52	△151.11	25.33
総 資 産 (百万円)	86,306	84,595	85,019	84,135
純 資 産 (百万円)	25,781	24,246	21,819	24,796

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 219 期 2017年度	第 220 期 2018年度	第 221 期 2019年度	第222期(当期) 2020年度
売 上 高 (百万円)	39,648	38,708	38,315	37,122
営 業 利 益 (百万円)	806	1,429	1,199	720
経 常 利 益 (百万円)	1,659	2,911	2,281	1,330
当期純利益又は損失 (△) (百万円)	1,812	1,965	△1,946	△3,268
1株当たり当期純利益又は損失 (△) (円)	112.44	121.93	△120.80	△202.88
総 資 産 (百万円)	75,903	76,090	73,864	69,584
純 資 産 (百万円)	21,483	21,985	17,701	15,677

(6) 主要な事業内容

部 門	事 業 内 容
鋼 索 鋼 線 関 連	ワイヤロープ、各種ワイヤ製品、繊維ロープ・網等の製造・販売
スチールコード関連	タイヤ用スチールコード、コアワイヤ等各種ワイヤの製造・販売
開 発 製 品 関 連	道路安全施設、長大橋用ケーブル、金属繊維、 炭素繊維複合材ケーブル (C F C C)、橋梁等の製造・販売、設計・施工
産 業 機 械 関 連	粉末冶金製品、工業用自動計量機・自動包装機等の製造・販売
エネルギー不動産関連	石油製品の販売、不動産賃貸、太陽光発電による売電事業

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 重要な親会社の状況
該当する事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

(2021年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
東京製綱繊維ロープ株式会社	百万円 200	100.0%	繊維索・網の製造及び販売
株式会社 新 洋	45	100.0	鋼索・鋼線・フィルタの加工及び販売
東綱ワイヤロープ販売株式会社	50	100.0	鋼索・鋼線及び附属金具類の販売・加工、産業用機械等の販売
東綱スチールコード株式会社	2,726	53.0	スチールコード・コアワイヤ等各種ワイヤの製造及び販売
東京製綱インターナショナル株式会社	100	100.0	炭素繊維複合材ケーブルの製造及び販売、防災関連施設の設計・製造・施工及び請負
東綱橋梁株式会社	400	100.0	橋梁の設計・施工
トーコーテクノ株式会社	40	100.0	土木建築工事
九州トーコー株式会社	11	100.0	土木建築工事
日綱道路整備株式会社	20	100.0	土木建築工事、除雪・融雪工事
日本特殊合金株式会社	98	100.0	粉末冶金製品の製造及び販売
東綱商事株式会社	100	100.0	石油製品・高圧ガスの販売
長崎機器株式会社	100	100.0	工業用自動計量機・自動包装機等の設計、製作及び販売
Tokyo Rope Vietnam Co.,Ltd.	千US\$ 26,000	100.0	鋼索の製造及び販売
東京製綱（香港）有限公司	千HK\$ 2,000	100.0	鋼索・鋼線の販売
Tokyo Rope Engineering LLC	千RUB 24,100	(100.0)	エンジニアリング製品の販売・設計・施工
Tokyo Rope Almaty LLP	千KZT 280,000	(100.0)	エンジニアリング製品の販売・設計・施工
Tokyo Rope USA, Inc.	千US\$ 37,111	(100.0)	炭素繊維複合材ケーブルの製造・販売

(注1) 赤穂ロープ株式会社は2021年3月31日付で事業活動を終了いたしました。

(注2) 東京製綱（常州）有限公司の全株式を有する東京製綱海外事業投資株式会社の全株式を、2020年9月8日付で大連光伸企業集団有限公司に譲渡いたしました。

(注3) 当社の議決権比率における（ ）は間接所有によるものであります。

(8) 主要な営業所及び工場

(2021年3月31日現在)

① 当社

本 社	東京都中央区日本橋三丁目6番2号
支 店	関西（大阪市）、大阪（大阪市）、名古屋（名古屋市）、九州（北九州市）、札幌（札幌市）、仙台（仙台市）、盛岡（盛岡市）
営業所	釧路（釧路市）、長野（長野市）、新潟（新潟市）、広島（広島市）、鹿児島（鹿児島市）
駐在員事務所	タイ王国（バンコク）
工 場	土浦工場（かすみがうら市）、堺工場（堺市）

② 子会社

東京製綱繊維ロープ株式会社	本 社	愛知県蒲郡市豊岡町中村1番地の1
株 式 会 社 新 洋	本 社	東京都中央区日本橋大伝馬町6番7号
東綱ワイヤロープ販売株式会社	本 社	東京都中央区日本橋三丁目6番2号
東綱スチールコード株式会社	本 社	岩手県北上市北工業団地7番1号
東京製綱インターナショナル株式会社	本 社 工 場	東京都中央区日本橋三丁目6番2号 岩手県北上市北工業団地2番16号
東綱橋梁株式会社	本 社	栃木県下野市下古山143
トーコーテクノ株式会社	本 社	東京都中央区日本橋三丁目6番2号
九州トーコー株式会社	本 社	福岡県北九州市小倉北区西港町61番2
日綱道路整備株式会社	本 社	北海道札幌市東区東苗穂10条2丁目21番2号
日本特殊合金株式会社	本 社	愛知県蒲郡市豊岡町白山11番地3
東綱商事株式会社	本 社	東京都千代田区外神田四丁目5番5号
長崎機器株式会社	本 社	長崎県西彼杵郡時津町元村郷820
Tokyo Rope Vietnam Co.,Ltd.	本 社	30 VSIP II Street 3, VSIP II, Binh Duong Industry-Service-Urban Complex, Hoa Phu Ward, Thu dau Mot, Binh Duong, Vietnam
東京製綱（香港）有限公司	本 社	Suite 610,6/F, Tower1,The Gateway,Harbour City, 25 Canton Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon, HongKong, China
Tokyo Rope Engineering LLC	本 社	Leninskaya sloboda str.,26,buid.28,Moscow,Russia
Tokyo Rope Almaty LLP	本 社	138/2, Street No.7, Microregion Algabas, Alatau Region, Industrial Zone Of Almaty, Almaty, A03D9T5, Kazakhstan
Tokyo Rope USA,Inc.	本 社	8301 Ronda Drive,Canton,MI 48187,U.S.A.

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

(9) 従業員の状況

(2021年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増・減(△)
1,589名	△177名

(注) 従業員数減少の主な理由は、東京製綱(常州)有限公司を売却したこと等によるものであります。

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前事業年度末比増減(△)	平均年齢	平均勤続年数
男子	464名	6名	39.3才	13.4年
女子	58名	△1名	43.1才	16.3年
合計又は平均	522名	5名	39.7才	13.7年

(注) 従業員数は、他社への出向者を除いて記載しております。

(10) 主要な借入先

(2021年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	5,724 <small>百万円</small>
三井住友信託銀行株式会社	5,211
株式会社三菱UFJ銀行	4,083
株式会社常陽銀行	3,173
株式会社三井住友銀行	2,686
株式会社りそな銀行	2,000

(注1) 上記残高には、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と締結したコミットメントライン契約に基づく借入額が含まれております。(融資限度額 6,000百万円、借入未実行残高5,600百万円)

(注2) 株式会社みずほ銀行、株式会社三菱UFJ銀行、三井住友信託銀行株式会社、株式会社常陽銀行及び株式会社三井住友銀行の借入金残高には、株式会社みずほ銀行を幹事とする金融機関9社によるシンジケートローンの残高9,750百万円の一部が含まれております。

2. 会社の株式に関する事項

(2021年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 16,268,242株
 (3) 株主数 9,007名
 (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本製鉄株式会社	3,236 ^{千株}	19.91 [%]
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,189	7.31
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	622	3.83
東京ロープ共栄会	449	2.76
株式会社ハイレックスコーポレーション	400	2.46
KOREA SECURITIES DEPOSITORY-SHINHAN INVESTMENT	270	1.66
横浜ゴム株式会社	267	1.64
KSD-NH	259	1.59
KOREA SECURITIES DEPOSITORY-KOREA INVESTMENT AND SECURITIES	250	1.53
東京製綱グループ従業員持株会	222	1.36

(注) 持株比率は、自己株式（14,626株）を控除して計算しております。なお、自己株式には「役員向け株式交付信託」として信託されている自社株式は含まれておりません。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
 該当する事項はございません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はございません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2021年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当業務	重要な兼職の状況
取締役会長 (代表取締役)	田 中 重 人		
取締役社長 (代表取締役)	浅 野 正 也		
専務取締役	佐 藤 和 規	総務部管掌	東京製綱インターナショナル株式会社取締役社長
専務取締役	幸 野 誠 司	経営企画部・人事部管掌	東京製綱インターナショナル株式会社取締役副社長
常務取締役	首 藤 洋 一		
常務取締役	中 原 良	スチールコード事業部長	
常務取締役	堀 内 久 資	経営企画部長 経理部・内部監査室・環境安全防災室管掌	
取 締 役	増 淵 稔		学校法人東洋英和女学院理事長 日本証券金融株式会社特別顧問
取 締 役	駒 井 正 義		
常 勤 監 査 役	中 村 裕 明		
監 査 役	小 田 木 毅		弁護士、月島機械株式会社社外取締役 株式会社横河ブリッジホールディングス社外監査役
監 査 役	吉 川 智 三		清和綜合建物株式会社特別顧問
監 査 役	林 俊 雄		

(注1) 取締役のうち、増淵稔、駒井正義の両氏は社外取締役であります。

(注2) 監査役のうち、小田木毅、吉川智三の両氏は社外監査役であります。

(注3) 監査役吉川智三氏は金融機関での業務経験において、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(注4) 取締役増淵稔氏、取締役駒井正義氏、監査役小田木毅氏及び監査役吉川智三氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

(注5) 取締役を兼務しない執行役員は次の通りであります。(2021年3月31日現在)

役 名	氏 名	職 名
常務執行役員	佐 藤 浩	エンジニアリング事業部 道路・橋梁事業部管掌
執行役員	田 代 元 司	道路・橋梁事業部長
執行役員	守 谷 敏 之	技術開発本部管掌 兼 研究所長 兼 鋼索鋼線事業部副事業部長
執行役員	和 田 公 祐	鋼索鋼線事業部長

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

退任時の会社における地位	氏 名	退任時の担当及び重要な兼職の状況	退任日
取締役会長 (代表取締役)	田 中 重 人	—	2021年3月31日

(注) 取締役田中重人氏は、辞任による退任であります。事業年度中に退任した監査役はおりません。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社では、取締役及び執行役員に対する報酬制度は、企業業績の向上へのインセンティブとして機能させるべきであるとの考えのもと制度設計することを基本方針としております。

この基本方針は、取締役会の諮問機関である人事・報酬委員会への諮問と同委員会からの答申を経て、取締役会にて決定しております。

この基本方針に基づく現在の役員報酬体系は、金銭報酬と非金銭報酬の双方からなり、金銭報酬は、固定報酬と短期的な企業業績に連動した報酬とで構成し、非金銭報酬は中長期企業価値に対するインセンティブとして機能させるべく株式交付信託型株式報酬を導入しております。このような基本的な考え方にに基づき、具体的報酬制度を設計するとともに、取締役会の諮問機関である人事・報酬委員会に報酬制度の妥当性等を諮問し、人事・報酬委員会の答申を受けて取締役会にて取締役・執行役員の個人別の報酬等を決定しております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、人事・報酬委員会が原案について上記基本方針との整合性を含めた検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し上記基本方針に沿うものであると判断しております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の第208回定時株主総会において、年額300百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会最終時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は0名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2016年6月28日開催の第217回定時株主総会における決議に基づき以下の内容による取締役（社外取締役を除く）及び執行役員を対象とした株式報酬制度を導入しております。当該定時株主総会最終時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は7名です。

監査役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の第208回定時株主総会において、年額65百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会最終時点の監査役の員数は4名です。

【株式報酬の内容】

i. 本制度の対象となる当社株式等の交付等の対象者	・当社の取締役（社外取締役を除く） ・当社の執行役員	
ii. 本制度の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響		
	当社が拠出する金員の上限	・信託期間（3年間）中に228百万円 ・期間を延長する場合は1年につき76百万円
	取締役等が取得する当社株式の数の上限及び当社株式の取得方法	・取締役等に付与する1年間あたりのポイント数の上限は4万ポイント（4万株） ・当社株式は、株式市場から取得するため、本制度による希薄化は生じない
iii. 取締役等に対する当社株式等の交付等の時期	・退任後	

③取締役の個人別の報酬等の内容に係る委任に関する事項

該当する事項はございません。

④取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	179 (18)	179 (18)	— (—)	— (—)	9 (2)
監査役 (うち社外監査役)	51 (15)	51 (15)	—	—	4 (2)

(注1) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(注2) 当社は2007年6月28日開催の第208回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の退任慰労金制度を廃止し、第208回定時株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、制度廃止までの在任期間に対応するものとして退任慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。これに基づき、上記支給額のほかに、当期中に退任した取締役1名に対し51百万円の退任慰労金を支給しております。

(注3) 当社の役員報酬は、業績に連動しない固定報酬と業績連動報酬とで構成されており、標準的な業績到達度の場合の固定報酬と業績連動報酬（短期業績連動報酬及び株式報酬）との割合は、凡そ8：2となるよう設計されております。業績連動報酬に係る指標は連結営業利益及びセグメント利益等の企業業績を用いておりますが、これは、各期の企業業績に応じた各取締役に対する評価に基づく報酬にすることで、取締役の職務執行とその結果としての企業業績との関連性を高めるためです。なお、当事業年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により業績の見通しが不透明であったこと等から、役員報酬の減額を行っており、業績連動報酬の支給を見送っております。

(注4) 非金銭報酬等として、当社は取締役に対する業績連動型株式報酬制度を導入しておりますが、当事業年度においては、コロナ禍という特殊事情から連結業績予想値の公表を行わなかったため、業績連動報酬の基準値とすべき指標がないこと等を理由に制度の運用を停止しており、本制度に基づく株式給付引当金繰入額を計上しておりません。なお、当該制度の内容の概要は、上記②の通りです。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役	増淵 稔	学校法人東洋英和女学院	理事長	当社と学校法人東洋英和女学院との間に重要な取引その他の関係はありません。
		日本証券金融株式会社	特別顧問	当社と日本証券金融株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。
監査役	小田木 毅	月島機械株式会社	社外取締役	当社と月島機械株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。
監査役	吉川 智三	株式会社横河ブリッジホールディングス	社外監査役	株式会社横河ブリッジホールディングスは当社の主要な株主であり、当社と同社との間には製品販売等の取引がありますが、当社が定める独立性基準（P13参照）における主要取引先には該当いたしません。
		清和総合建物株式会社	特別顧問	当社と清和総合建物株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。

- ② **主要取引先等特定関係事業者との関係**
該当する事項はありません。

③ **当事業年度における主な活動状況**

区分	氏名	取締役会及び監査役会への出席状況	主な活動状況
社外取締役	増淵 稔	取締役会：全18回に出席	主に企業経営及び金融政策の専門家としての豊富な知見から、議案審議につき必要な発言を行い、詳細な説明を求めたほか、有用な提言や意見表明を行っております。
社外取締役	駒井 正義	取締役会：全18回に出席	総合商社での経験・知見に基づく商取引上の様々な局面での留意事項に対する質問や有用な提言を行うほか、他社代表取締役経験者として業務執行全般に対する有用な提言や意見表明を行っております。
社外監査役	小田木 毅	取締役会：全18回に出席 監査役会：全16回に出席	主に法曹資格を有する者としての専門的見地から、適宜質問や意見の表明、有用な提言等を行っております。
社外監査役	吉川 智三	取締役会：全18回に出席 監査役会：全16回に出席	主に金融・財務の専門家としての豊富な知見から、適宜質問や意見の表明、有用な提言等を行ったほか、他社での代表取締役の経験を活かした業務執行全般にわたる発言を行っております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

④ **責任限定契約の内容の概要**

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

⑤ **当社の報酬等の額**

	人数	報酬等の額
社外役員の報酬等の総額等	4名	33百万円

- ⑥ **当社の子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等の総額**
該当する事項はありません。

(5) 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

①被保険者の範囲

当社及び当社のすべての子会社のすべての取締役、執行役員及び監査役。

②保険契約の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が①の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や、争訟費用等を補填することとしております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は、その9割を会社が負担しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

E Y 新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

項 目	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	51百万円
当社及び当社の子会社が支払うべき報酬等の合計額	67百万円

(注1) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性及び適切性等を確認し、監査時間及び報酬単価といった算出根拠や算定内容を精査した結果、当該報酬は相当、妥当であることを確認のうえ、報酬等に同意しております。

(注2) 上記の他、当事業年度において、前事業年度に係る追加報酬として 6百万円を支払っております。

(注3) 上記の他に当社の重要な海外子会社である東京製綱（常州）有限公司は、他の監査法人の会計監査を受けております。

(注4) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務（非監査業務）である以下の業務を委託し、対価を支払っております。

- ・ 東京製綱（常州）有限公司の税務コンサルティング業務

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) コーポレート・ガバナンス方針

当社では2015年11月に当社のコーポレート・ガバナンスに係る基本方針として、「東京製綱コーポレートガバナンス基本方針」を定めております。その概要は次のとおりです。

[東京製綱コーポレートガバナンス基本方針 抜粋 (第2条)]

当社は、当社グループの持続的成長及び中長期的な企業価値の向上を実現するため、コーポレートガバナンスを次の基本的な考え方にに基づき構築する。

- ① 当社は株主の権利を尊重し、少数株主・外国人株主を含む全株主に対して実質的な平等性を確保するため、迅速な情報開示と十分な権利行使の確保のための環境整備に努める。
- ② 当社は、株主、取引先、地域社会、従業員等、様々なステークホルダーからの有形無形のサポートが、当社の中長期的な企業価値を向上させ、持続的な成長を遂げるために重要であると認識しており、ステークホルダーの権利・価値観を尊重する企業風土を醸成し、良好で適切な協働関係の構築に努める。
- ③ 当社はステークホルダーへの説明責任として情報開示を捉え、特に当社の企業価値向上に直接利害関係を有する株主・投資家が当社企業価値を適切に判断できるよう、財務情報をはじめ、経営戦略や経営課題、非財務情報等についても各種法令に定められた情報開示に留まることなく幅広い情報の開示に努める。開示する情報については当社ホームページ、事業報告書、プレスリリース等の手段を用い、幅広い情報の提供に努める。
- ④ 当社取締役会は、会社の持続的成長と中長期的に企業価値を向上させるべく、経営戦略を策定するとともに、取締役会の判断を要するリスクを明確化することで果敢な業務執行の実現を促すものとする。また、業務執行に対して独立した客観的な視点により実効的な監督を行うことに努める。
- ⑤ 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する為、株主をはじめとするステークホルダーのそれぞれの立場や関心等に留意し、適切な利益衡量のもと株主との建設的な対話等に努める。

なお、「東京製綱コーポレートガバナンス基本方針」全文につきましては当社ウェブサイト (<http://www.tokyorope.co.jp/company/pdf/20181225.pdf>) に掲載いたしております

ので、ご参照ください。

(2) 業務の適正を確保する為の体制及び運用状況

当社は、2015年4月27日開催の取締役会において、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」の整備に向けた基本方針の一部を改定する旨の取締役会決議を行っております。その概要と当連結会計年度における運用状況は以下のとおりであります。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社及び子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役及び使用人が法令・定款はもとより社会規範・企業倫理を遵守することにより、各社の業務執行の適正を確保するための指針として「東京製綱グループ企業行動指針」を制定しており、この周知徹底を図る。
- ロ. 当社は、当社グループ各社の環境・安全面にかかる業務執行が関係法令を遵守して行われるよう統括的に管理する。
- ハ. 当社内部監査室は、当社グループ各社の取締役・使用人による職務執行が法令・定款及び社内規程に違反せず適切に行われているかをチェックするため、業務監査を実施する。
- ニ. 「コンプライアンス規程」に基づきコンプライアンス委員会を定期的で開催し、当社グループのコンプライアンス体制の運用状況を把握するとともに、必要に応じて見直しを図る。
- ホ. 法令違反の未然防止又は最小限に食い止めるために内部通報制度を創設し、運用規程として「東京製綱グループ内部通報者保護規程」（以下「内部通報規程」という。）を制定している。

[当連結会計年度における運用状況]

- ・ 当社では取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しており、2020年度の活動状況については2021年6月開催の取締役会にて報告を予定しております。
- ・ 当社に創設した内部通報制度については、内部通報者が不利な取り扱いを受けない制度として明確化されていることを確認したほか、実際の運用状況については2021年6月開催の取締役会にて報告を予定しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 当社の取締役及び使用人が職務執行上取扱う全ての情報に関し、適切な管理体制と情報取扱手順等を「情報セキュリティ管理規程」に定め、運用する。
- ロ. 当社の取締役の職務執行に係る情報のうち、電子媒体によるものは「電子情報システム機密保護管理規程」、その他の媒体については法令及び社内規程に従って文書及びデータの作成・保存を行い、法令・社内規程の定める保存期間が終了したものは、裁断又は消去する。

[当連結会計年度における運用状況]

- ・ 当社に設置されている会議体及び委員会（取締役会・経営会議・コンプライアンス委員会他）については会議の議事につき議事録が作成され、保存・管理されていることを確認しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 取締役会は、当社グループの事業上の全てのリスクに対する統制活動の手順並びに統制活動が適切に行われていることを検証し、必要に応じて是正する手順として「リスク管理規程」を制定しており、これを運用するとともに、重要な事業投融資については「投融資業務規程」に、重要な大規模取引等については「プロジェクト方針会議規程」に基づきリスクを適切に管理する。
- ロ. 当社グループ各社は「職務権限決裁規程」を制定し、自ら業務執行にかかるリスクの適切な管理に努める。また、当社グループ各社の業務執行にかかるリスクが当社グループ全体に影響を及ぼす場合のリスク管理については「東京製綱グループ決裁基準」及び「関係会社管理規程」を制定しており、担当部署が統括的にリスク管理を行う。
- ハ. 当社グループ各社の事業上の各種リスクが顕在化する可能性を最小化するため「内部統制チェックシート」を作成し、統制活動の機能を検証するため内部監査室に専任者を配置し定期的にチェックを行う。

[当連結会計年度における運用状況]

- ・ 当社ではリスク管理規程に基づく体制が整備され、重要な投資案件については「投融資委員会」で、重要な大規模取引については「プロジェクト方針会議」にてリスクを認識し、管理されていることを確認しております。
- ・ また、日常的な業務執行におけるリスクを把握し、管理するため全社的に整備している「内部統制チェックリスト」につき見直しを実施し、内部監査室による定期的なチェックが実施されていることを確認しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 当社では、「取締役会規則」に定めた重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行うために、毎月最低1回取締役会を開催する。
- ロ. 当社では、職務執行の効率化と取締役会の監督機能強化を図るべく執行役員制度を導入するとともに、職務執行上の意思決定機関として経営会議を設置する。
- ハ. 当社グループ各社の日常の業務執行については「職制規程」、「職務権限決裁規程」等の業務関係諸規程に則し、規律と効率に留意すると同時に組織間の連携を確保する。
- ニ. 全社的な方向付けと効率的な職務執行の実現のために、当社の子会社管理担当部署において、当社グループ全体の基本戦略及び中期経営計画を策定し、当社取締役会で決議のうえ年度経営計画に展開する。
- ホ. 後記⑤ロに記載する「関係会社社長会」において、各子会社における中期経営計画及び年度経営計画の目標達成状況を定期的に監督する。

[当連結会計年度における運用状況]

- ・ 2020年度は全18回取締役会を開催し、取締役会規則に定める重要事項の決定と取締役の

職務執行状況の監督を実施いたしました。

- ・ 2020年度は全18回経営会議を開催し、職務権限決裁規程で定める重要な業務執行案件の決定が行われたことを確認いたしました。

⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- イ. 「関係会社管理規程」に基づき、各子会社はその財務状況、業務の執行状況及びリスク管理事項について定期的に当社に報告するとともに、重大な事項が生じた場合は直ちに当社所管部署に報告する。
- ロ. 当社グループ各社間の連携強化を図るため「関係会社社長会」を四半期毎に開催し、各子会社は業績、事業活動の状況について報告する。

[当連結会計年度における運用状況]

- ・ 2020年度については、感染防止の観点から関係会社社長会の開催を1回にとどめ、代替策として各子会社の取締役に対して個別のヒアリングを計3回行いました。また、当社グループ全体に影響を及ぼす業務執行案件については当社の取締役会及び経営会議に報告されており、当社子会社の財務状況や業務の執行状況等に対する監督が適切に行われていることを確認いたしました。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

- イ. 監査役の職務を補助するため、監査役付使用人を置くものとし、その人事については取締役と監査役が意見交換を行い決定する。また、監査役付使用人の人事考課等については監査役会の同意を得た上で取締役が決定する。
- ロ. 監査役付使用人は、監査役の補助業務については、業務執行上の指揮命令系統には属せずに監査役の指示命令に従うものとし、監査役付使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役の補助業務を優先する。

[当連結会計年度における運用状況]

- ・ 当社では監査役の職務執行を補助するため、非専従の監査役付使用人を2名設置しております。
- ・ 監査役会規則、社内の人事制度において監査役付使用人の設置の明確化、業務執行からの独立性が確保されていることを確認しております。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- イ. 監査役への報告体制として、監査役が取締役会に出席するほか、経営会議へは常勤監査役が必ず出席することで業務執行に係る重要事項の報告を兼ねる。
- ロ. 稟議書、通達等の社内文書については、監査役がその判断に基づき随時閲覧できるものとし、必要な場合には、取締役及び使用人に説明を求められることができるものとする。
- ハ. 監査役は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、定期的に情報交

換し綿密に連絡を図る。

- 二. 監査役は、必要に応じて内部監査室より内部監査の結果の報告を受けるものとする。
- ホ. 当社グループ各社の取締役及び使用人が法令や定款に違反する事実、その他コンプライアンスに関する事実を内部通報制度を利用して報告した場合、通報を受けた通報窓口責任者は必ず当社監査役に報告すること、並びに当該報告者が不利益な取り扱いを受けないことを、「内部通報規程」に定めている。
- ハ. 当社グループ各社の取締役及び使用人が法令や定款に違反する事実、その他コンプライアンスに関する事実を当社監査役に報告した場合は、当該報告をしたことを理由とする不利益な取り扱いを禁止し、その旨を取締役会及び使用人に周知徹底する。

[当連結会計年度における運用状況]

- ・ 常勤監査役は2020年度に開催した全ての取締役会（18回開催）、経営会議（18回開催）に出席した他、取締役・使用人に対し適宜、稟議書その他の社内文書の提出を求め、内部監査室の内部監査結果の報告を受ける等により情報収集が行われたことを確認しております。

⑧ 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項及びその他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査役職務の執行が実効的に行われるために、監査役は必要に応じて会計監査人、顧問弁護士、その他の外部アドバイザーの意見を求めることができるものとし、当社はこれについて発生する費用を監査費用として認める。
- ロ. 監査役職務の執行について必要な費用の前払い又は償還を請求したときは、すみやかに当該費用又は債務の処理を行う。

[当連結会計年度における運用状況]

- ・ 監査役は、会計監査人と定期的な意見交換を行いました。
- ・ 取締役会では監査役が監査方針を説明する機会を確保し、監査方針に従って取締役会を含む当社の重要な会議等に参加し、又は会議等の報告を受けていることを確認しております。

⑨ 反社会的勢力の排除

- イ. 当社グループ各社並びに当社グループ各社の役員及び使用人は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とはいかなる関係も持たない。
- ロ. 期せずして新規取引先が反社会的勢力と関係有ることが判明した場合であっても、契約書に反社会的勢力排除条項を置くこと等により、速やかに関係を遮断するための体制を整えている。

(3) 会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社は、「共存共栄」を企業経営理念に掲げ、株主の皆様をはじめ、お客様、お取引先、従業員や地域社会といった当社ステークホルダーとの適切な協働を維持しつつ、社会基盤整備への貢献を通じて、当社の企業価値と社会的存在意義ひいては株主共同の利益の確保・向上を目指しております。

当社は、第三者から当社株式の大量買付け行為等の提案がなされた場合、これを許容するかどうかは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えております。しかしながら、株式の買付や買付者からの提案の中には、企業価値及び株主共同の利益を害するものが存在する可能性もあり、そのような買付や提案は不適切なものであると考えます。

したがって、当社は、企業価値及び株主共同の利益を害する買付者が現れた場合には、当該大量取得行為の是非を株主の皆さまが適切に判断するために、必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間と情報の確保に努めるほか、金融商品取引法、会社法及びその他関係法令を踏まえながら、必要に応じて適切な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保と向上に努めてまいります。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、会社法第459条第1項に基づき、剰余金の配当等を取締役会が定めることができる旨を定款で定めております。取締役会では剰余金の配当等の実施の決定は、以下の方針に基づき実行しております。

当社では、株主に対する利益還元を重要な経営課題と位置づけております。利益配当については、各期の連結業績に応じた利益の分配を基本として、新規事業展開・新製品開発、生産販売体制の整備等といった将来的な企業価値向上に要する内部資金需要の状況や、当社の業績、財務状況等、更には安定・継続的な株主還元の実現等を総合的に考慮して決定することとしております。

当期につきましては、配当原資となる親会社株主に帰属する当期純利益において、上期業績に及ぼしたコロナウイルス感染症による影響が甚大であることから、誠に遺憾ではございますが、無配とさせていただきます。引き続き全社をあげて業績の向上に取り組み、早期に復配を実現できるよう取り組んでまいります。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
流動資産	36,811	流動負債	26,120
現金及び預金	6,104	支払手形及び買掛金	12,003
受取手形及び売掛金	14,179	短期借入金	5,099
商品及び製品	6,498	未払費用	2,184
仕掛品	4,568	賞与引当金	857
原材料及び貯蔵品	4,283	その他の	5,976
その他の	1,193	固定負債	33,218
貸倒引当金	△17	長期借入金	22,067
固定資産	47,324	リース債務	879
有形固定資産	33,606	再評価に係る繰延税金負債	3,922
建物及び構築物	6,890	役員退職慰労引当金	181
機械装置及び運搬具	6,136	役員株式給付引当金	43
土地	18,451	退職給付に係る負債	4,298
リース資産	1,325	資産除去債務	506
建設仮勘定	323	環境対策引当金	289
その他の	478	その他の	1,028
無形固定資産	563	負債合計	59,338
投資その他の資産	13,154	純資産の部	
投資有価証券	6,395	株主資本	14,100
退職給付に係る資産	504	資本金	1,000
繰延税金資産	2,721	資本剰余金	1,070
その他の	3,599	利益剰余金	12,343
貸倒引当金	△65	自己株	△313
資産合計	84,135	その他の包括利益累計額	9,222
		その他有価証券評価差額金	953
		繰延ヘッジ損益	22
		土地再評価差額金	9,063
		為替換算調整勘定	△277
		退職給付に係る調整累計額	△539
		非支配株主持分	1,474
		純資産合計	24,796
		負債純資産合計	84,135

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

科 目	金 額
	百万円
売上高	59,183
売上原価	48,212
売上総利益	10,971
販売費及び一般管理費	10,270
営業利益	700
営業外収益	
受取利息	12
受取配当金	211
持分法による投資利益	38
雇用調整助成金	118
その他の	282
営業外費用	
支払利息	299
為替差損	105
環境対策引当金繰入額	285
支払手数料	211
その他の	253
経常利益	1,154
特別利益	209
投資有価証券売却益	41
雇用調整助成金	44
その他の	0
特別損失	
減損損失	274
新型コロナウイルス感染症による損失	138
関係会社整理損	138
その他の	32
税金等調整前当期純損失	583
法人税、住民税及び事業税	260
法人税等調整額	△552
当期純利益	△291
非支配株主に帰属する当期純損失	4
親会社株主に帰属する当期純利益	403
	408

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	百万円 1,000	百万円 1,070	百万円 11,606	百万円 △315	百万円 13,361
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	408	-	408
自己株式の取得	-	-	-	△2	△2
自己株式の処分	-	-	-	4	4
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	-	0	-	-	0
連結範囲の変動	-	-	259	-	259
持分法適用範囲の変動	-	-	69	-	69
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	0	736	2	739
当 期 末 残 高	1,000	1,070	12,343	△313	14,100

	その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 額 差	繰延ヘッジ損益	土 地 再 評 価 差 額	地 価 金	為 替 換 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額		
当 期 首 残 高	百万円 △788	百万円 △0	百万円 9,063	百万円 △415	百万円 △795	百万円 7,062	百万円 1,395	百万円 21,819
当 期 変 動 額								
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	408
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	△2
自己株式の処分	-	-	-	-	-	-	-	4
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	-	-	-	-	-	-	-	0
連結範囲の変動	-	-	-	-	-	-	-	259
持分法適用範囲の変動	-	-	-	-	-	-	-	69
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,742	22	-	138	255	2,159	78	2,238
当 期 変 動 額 合 計	1,742	22	-	138	255	2,159	78	2,977
当 期 末 残 高	953	22	9,063	△277	△539	9,222	1,474	24,796

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
流 動 資 産	22,797	流 動 負 債	25,134
現金及び預金	1,983	支払手形	1,505
受取手形	1,296	買掛金	9,997
売掛金	7,336	短期借入金	7,510
たな卸資産	8,235	賞与引当金	352
短期貸付金	1,466	未払金の他	3,414
その他の他	2,479	その他	2,353
貸倒引当金	△1	固 定 負 債	28,773
固 定 資 産	46,787	長期借入金	21,128
有 形 固 定 資 産	25,533	リース債務	876
建物及び構築物	4,208	役員株式給付引当金	43
機械装置	2,538	退職給付引当金	1,969
土地	17,110	再評価に係る繰延税金負債	3,922
リース資産	1,317	資産除去債務	135
建設仮勘定	75	環境対策引当金	289
その他の他	282	その他	407
無 形 固 定 資 産	344	負 債 合 計	53,907
投 資 そ の 他 の 資 産	20,909	純 資 産 の 部	
投資有価証券	4,967	株 主 資 本	7,088
関係会社株式	8,574	資 本 金	1,000
関係会社出資金	3,821	資 本 剰 余 金	796
長期貸付金	1,399	資 本 準 備 金	250
繰延税金資産	1,580	その他資本剰余金	546
その他の他	704	利 益 剰 余 金	5,606
貸倒引当金	△138	その他利益剰余金	5,606
資 産 合 計	69,584	繰越利益剰余金	5,606
		自 己 株 式	△313
		評価・換算差額等	8,588
		その他有価証券評価差額金	430
		繰延ヘッジ損益	23
		土地再評価差額金	8,134
		純 資 産 合 計	15,677
		負 債 純 資 産 合 計	69,584

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

科 目	金 額
	百万円
売上高	37,122
売上原価	31,040
売上総利益	6,081
販売費及び一般管理費	5,360
営業利益	720
営業外収益	
受取利息及び配当金	1,407
固定資産賃料	135
その他の	126
営業外費用	
支払利息	313
支払手数料	211
環境対策引当金繰入	285
その他の	249
経常利益	1,058
特別利益	
投資有価証券売却益	34
特別損失	
関係会社株式評価損	5,218
関係会社整理損	72
税引前当期純損失	5,290
法人税、住民税及び事業税	3,925
法人税等調整額	△332
当期純損失	△324
	△656
	3,268

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合 計
	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金					
	資 本 金	資 準 備 金	そ の 他 剰 余 金	資 剰 余 金 計	そ の 他 剰 余 金 計	利 益 剰 余 金 計	利 益 剰 余 金 計	利 益 剰 余 金 計		
当 期 首 残 高	百万円 1,000	百万円 250	百万円 546	百万円 796	百万円 8,874	百万円 8,874	百万円 8,874	百万円 △315	百万円 10,354	
当 期 変 動 額										
当 期 純 損 失	-	-	-	-	△3,268	△3,268	-	-	△3,268	
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	△2	-	△2	
自己株式の処分	-	-	-	-	-	-	4	-	4	
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	△3,268	△3,268	2	-	△3,266	
当 期 末 残 高	1,000	250	546	796	5,606	5,606	△313	-	7,088	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純資産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	百万円 △788	百万円 △0	百万円 8,134	百万円 7,346	百万円 17,701
当 期 変 動 額					
当 期 純 損 失	-	-	-	-	△3,268
自己株式の取得	-	-	-	-	△2
自己株式の処分	-	-	-	-	4
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	1,218	23	-	1,241	1,241
当 期 変 動 額 合 計	1,218	23	-	1,241	△2,024
当 期 末 残 高	430	23	8,134	8,588	15,677

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月26日

東京製綱株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山中 崇 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 芝山喜久 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京製綱株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京製綱株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年5月26日

東京製綱株式会社
取締役会御中

E Y 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山中 崇 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 芝山喜久 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京製綱株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第222期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第222期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当事業年度の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ③事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ⑤会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月26日

東京製綱株式会社 監査役会
常勤監査役 中村 裕明 ㊟
社外監査役 小田木 毅 ㊟
社外監査役 吉川 智三 ㊟
監査役 林 俊雄 ㊟

以上

株主総会会場ご案内図

東京都中央区日本橋三丁目6番2号

A P日本橋 会議室F・G
(日本橋フロント6階)

例年の3階から6階へ会場が変更となりますので、ご注意ください。



東京メトロ銀座線・東西線「日本橋駅」B1出口より徒歩2分

J R 「東京駅」より徒歩5分

都営浅草線「日本橋駅」より徒歩5分



見やすく読みまちがえ
にくいユニバーサルデ
ザインフォントを採用
しています。